

在宅要介護者の家族の中で介護担い手は誰であるか —NFRJ18 の家族の基本特性と伝統的規範意識に着目して—

金 貞任
(東京福祉大学社会福祉学部)

【要旨】

本稿では、家族の中で在宅要介護者の介護担い手になる規定要因を家族の基本特性と伝統的規範意識に着目して探索的に明らかにすることを目的とした。

研究の方法：分析対象者は、家族の中で介護が必要な者がいる家族を対象とした。従属変数は介護が必要な者に主に介護を提供している者であった。独立変数は、家族の基本特性と伝統的規範意識から構成された。家族の基本特性は、年齢、学歴、就業状態、経済的状态、配偶者健在から構成され、伝統的規範意識は、ジェンダー、要介護者との続柄、性別役割分担意識、親扶養意識から構成された。

ロジスティック回帰分析結果、家族の中で要介護者の介護担い手は、女性のほうが男性よりもなりやすく、女性の年齢階層 55 歳-64 歳群がなりやすいことが明らかにされた。しかし、女性の非正規職、配偶者の生存群、経済的に余裕がある群は、家族の介護担い手になりにくいという結果となった。要介護者と家族との続柄について、女性は義理親のみならず実親と兄弟姉妹の介護担い手にもなっている傾向が示唆された。しかし、男女ともに男女役割分担意識と親扶養意識が家族の介護担い手に対して及ぼす影響力が弱いことが発見された。

結論：男性が介護担い手になりにくいというジェンダー差意識と女性の義理親優先という伝統的規範意識が弱くなっており、こうした結果は、少子高齢化社会と介護保険制度の整備状況に基づいていると考えられる。

キーワード： 要介護者、介護担い手、ジェンダー差、伝統的規範意識、経済的状态

1. はじめに

日本の団塊世代（1947-1949 年生まれ）は、2022 年から 75 歳の後期高齢者となるが、2012 年から 3 年間にわたり 65 歳以上の高齢者が毎年 100 万人を超えた。平均寿命と健康寿命の差は、日常生活に制限のある「不健康な期間」を意味し、2010 年に、男性が 9.13 年、女性が 12.68 年であり（厚生労働省 2014）、自立度が低下し、介護を必要とするリスクの高い状態に陥る可能性が高くなる。65 歳以上の第 1 号被保険者のいる世帯数は、2019 年度に 2,485 万世帯となっているが（厚生労働省 2018）、高齢者の世帯構成は、2015 年に一人暮らしが 25.3%、夫婦のみ世帯が 31.5%、3 世代世帯が 12.5% を占めている（内閣府 2017）。他方で、介護が必要な要介護（要支援）認定者数は、2018 年度に 65 歳以上の第 1 号被保険者が 645

万人となり、2000年の218万人よりも約3倍以上増加した（厚生労働省 2018）。三世帯世帯の急速な減少と介護が必要な要介護高齢者が絶えず増加している状況を考えると、介護の担い手とは、家族の中で誰が担うのか、または、完全に介護サービス（施設入所）に依存するのかなどの観点、すなわち、高齢者の介護の担い手はどこへ向かっていくのかを家族社会学の観点から考察することが重要である。

一方で、特別養護老人ホームの入所の資格は、特別な理由がない限り要介護3以上であり、要介護3未満の方は在宅で介護サービスを受けながら生活する必要がある。2018年に居宅介護サービス受給者数の4,489万人の中で要介護3以上が占める割合が30.5%である（厚生労働省 2018）。サービス利用者の自己負担は、年金収入などに応じて1割から3割負担となり、自己負担が困難であるなどの理由で介護ニーズに基づいたサービス利用が困難な世帯も増加することが予想される。さらに、毎月利用できるサービス利用の区分支給限度額が定まっており、それを超えたサービス利用は全額自己負担であり、大部分の世帯は経済的理由で介護サービスの上乗せを躊躇すると考えられる。要介護者の主な介護の担い手は、要介護者等と「同居」が54.4%で最も多く、次いで「別居の家族等」が13.6%、事業者が12.1%となっており（厚生労働省 2019b）、傾向としては、介護事業所による介護は、要介護者の介護ニーズに十分な対応が困難であり、家族等が無償労働で介護の役割を担う必要があり、Bookman and Harrington (2007)は無償介護者を陰の労働者として名付けている。

介護担い手について、「家」制度が維持された家父長制度のもとでは、「家」を統率し維持する機能が戸主である男子を中心に行われたので、伝統的規範のもとで女性が実親よりも義理親へのサポートを優先していることが報告された（金 2011）。しかし、子供が親の介護をすることは当たり前であるという老親に対する介護意識は、1995年よりも2003年の方がその割合が減少しており、女性の方が男性よりもその割合が低い（内閣府政府広報室 2003）、女性の方が男性よりも介護の責任感が強いため介護担い手になっていることが報告されている（Pinquart and Sorenson 2006; Glaubrt 2019）。一方で、親へのサポートに関しては、男性よりも女性の方が実親への非経済的サポートが多く（白波瀬 2005; 保田 2004; 田淵 2009）、既婚男女ともに実父母への非経済的サポートが多いことが報告されており（金 2011）、伝統的規範意識の変化が読み取れる。しかし、これらの研究では、家族の基本特性と伝統的規範意識が家族の中で介護担い手の規定要因であるかに関する検証が不十分である。日本は長寿の所産としての大介護時代を迎えているが、介護の社会化の実現は、サービス利用の応能負担の3割があるために不可能に近い（袖井 2020）。家族の三世帯世帯の急速な減少は、認知介護（認知症高齢者による認知症配偶者の介護）の普及をもたらし、一人暮らし高齢者の急速な増加と親族ネットワークの縮小や脆弱化により、介護などの相互援助が難しくなっている。このような状況の中で要介護者が介護ニーズに基づき介護を受けるためには、家族の中で介護担い手が重要であり、介護担い手は家族の性差や家族の状況に基づき決まるのか、または伝統的規範に基づき決定されるのかを明らかにすることは今後の介護保険制度や家族方策のためにも重要である。

以上の議論に基づき、本稿では、家族の中で在宅要介護者の介護担い手になる規定要因を探索的に検討した。その際には、家族の中で介護担い手は、性差・家族状況に基づき決めるのか、伝統的規範に基づき決めるのかを家族の性差に基づき提示した。

2. 先行研究

以下では、家族の中で介護担い手の規定要因について、家族の性差・家族状況と伝統的規範に関する先行研究を中心に検討する。

2.1 家族の基本特徴について

介護の社会化を目指して実施された介護保険制度では、在宅要介護者の介護ニーズを十分に解決することが困難であり、家族の中で介護担い手が必要である。家族の中で介護担い手は、女性の方が男性よりも割合が高いが（内閣府男女共同参画局 2020; 厚生労働省 2019b）、未婚子の老親介護は、男性が 15%、女性が 5%であり、介護により「正社員・職員」から「無職」への離職者は、男性が 40%、女性が 34%であり（全国国民健康保険診療施設協議会 2012）、女性は排泄や入浴介護が中心であるが、男性は金銭管理や介護マネジメントが中心になっていることが報告されている（Family Caregiver Alliance 2012）。少子高齢化の急速な進行と女性の社会参加率が増加している中で、男性の介護参加者が多くなっているが、介護の内容が介護者のジェンダーによって異なっていることが読み取れる。これらの先行研究では、要介護者の家族の中で介護の担い手が性差によって異なっているかどうかに関する検証が不十分である。

家族介護者を年齢階級別にみると、男女ともに 60~69 歳が最も多いが、男性は 80 歳以上、女性は 70~79 歳が占める割合が高く（厚生労働省, 2019b）、男女ともに 60 代から介護の担い手になっている。一方で、就業者の中で介護や看護のための介護離職者は、2017 年に約 9 万人で、2010 年代によりも 2 倍増加したことが報告されている（厚生労働省 2017）。介護・看護を理由とする離職率は、2019 年 1 年間に男性が 0.1%、女性が 0.3%であり、介護者の就業形態・年齢階級別にみると、男性のパートタイム労働者は 50~54 歳が高く、女性のパートタイム労働者は 60~64 歳が高くなっていることが指摘されている（厚生労働省 2019a）。津止・斉藤（2007）は、男性介護者は高年齢者が多く、7 割以上が無職であることを示した。アメリカでは、男女ともにキャリアを選択する時に介護者になることが多く、介護者の中で半数以上が正規職についていることが報告されている（Evercare 2007; Grauber 2019）。これらの先行研究では、家族の中の介護担い手と男女の年齢階級と就業形態との一貫性が欠如しており、全国家族を対象にしたデータに基づき家族の年齢階級と就業形態が介護の担い手を規定要因であるのかを検証する。

親世代と子世代との同居関係によると、50 歳までに老後資金を準備している高齢者は子世代と同居確率が低く（金 2009）、妻世帯の収入が低いと親世代と同居する確率が高いこ

とが報告されており（西岡 2000）、親世代と子世代のどちらかの経済的ニーズが高いと親子世代が同居していることが読み取れる。経済的に余裕がない老親と同居の成人子が老親の介護ニーズを解決するために介護の担い手となり、経済的状态がさらに悪化する可能性を無視できない。以上の議論に基づき、本項では、家族の性、年齢階級、就業形態、経済状態が要介護者の介護担い手になる規定要因であるかを探索的に解明した。

2.2 伝統的規範について

介護が必要な要介護者と家族介護者との続柄は、1968年には「子の配偶者（妻）」が5割以上だったが（厚生労働省 2001）、2019年には要介護者の妻の割合が最も高く、夫、息子、娘の割合が上昇していることが報告されている（内閣府男女共同参画局 2020; 厚生労働省, 2019b）。全国国民健康保険診療施設協議会（2012）によると、主介護者と要介護者との続柄について、男性介護者は「実の親」、「妻」の順であるが、女性介護者は「配偶者の親」、「実の親」、「夫」の順になっている。子どもの責任として老親に対する介護意識が非介護意識よりも高いが、女性の方が男性よりも介護意識が減少している中で（内閣府政府広報室 2003）、老親の介護や介助は、女性が義理親を優先するという伝統的規範により介護担い手になっているかどうかの検証が必要である。

戦後時期の家族社会学の問題意識は、集団としての家族に着目し、家族制度や家族意識に関する研究が等閑視されたが（石原 1982）、近年では、扶養・介護規範意識を老親との同居規範意識から捉える傾向がある（田淵 1998; 杉岡 1989; 西岡 2000; 金 2009）。高齢者の扶養・介護問題は、親子同居により提供されてきたという報告もあり（西岡 2000）、親子同居は次第に老親の介護の整合性があるように推察される。

老親との同居規範意識は、老親の事情により選択される親子同居（田淵 1998）と老親と子どもとの両側の平等の事情により選択される親子同居（杉岡 1989; 西岡 2000; 金 2009）に意見が分かれているが、どちらにしても同居により家族ニーズの解決を図っていることが読み取れる。例えば、親子の必要性による同居について、西岡（2000）は、出産・育児・介護は、社会サービスが不十分な状況であり、「同居は福祉の含み資産」と表現されたように、親子の同居を基底にした親から子へ、子から親への世代間の相互支援・援助によって、社会サービスの補完的な役割を果たしてきたことを報告している。山根によると（1974：18-36）、親子規範意識は、義務教育によって最も大きな影響を受けており、戦前・戦後に義務教育を受けた世代と戦後生まれた世代は、伝統的な親孝行の観念が異なっており、戦後生まれた世代が著しく弱まることを指摘した。戦前・戦後世代とは、戦前に義務教育を終え青春時代を経過した第一世代、戦前に義務教育を終え、戦後に青春時代を送った第二世代、戦後に生まれ義務教育を受けて育った第三世代、結婚適齢期が1995年の第四世代である。

高齢者の扶養・介護意識について、西岡（2000）は、「子どもが年をとった親の扶養をする習慣」が、1990年以降3割程度、「年をとった親は息子夫婦と一緒に暮らすべきか」の意見は、1998年に5割、「親の介護は家族が担うべきか」の反対意見が1998年に25.0%を占

めており、家意識、扶養意識などの日本の文化に根付く規範的な拘束性が依然として根強く、日本が欧米並みにまで老親と成人子との同居率が減少することは考えにくいと述べた。一方、NFRJ08 を用いた金（2011）は、ロジスティック回帰分析により既婚女性のみ孝行意識が強い群は、実父と義母への非経済的サポートの確率が高く、既婚男女ともに性別役割分業意識が両側の親への非経済的サポートに及ぼす影響力が弱いことを報告している。すなわち、老親と成人子との同居は、子による老親への介護提供も意味するが、伝統的規範意識が親子同居に及ぼす影響力は不明である。他方で、既婚女性の義理親優先という伝統的規範意識は、変化していることが読み取れるが、介護サービスの利用の普及が関連しているかは検討が必要である。しかし、いずれにしても家族の中の介護担い手に関して、多変量解析による検討は皆無に近いとため、伝統的規範意識が家族の中の介護担い手になる規定要因であるかを探索的に解明した。

3. 研究の方法

本稿では、介護が必要な要介護者の介護や介助に介護サービスの含み資産である家族の中で主たる家族介護者になる要因について検討した。介護が必要な要介護者の実態からどのような要因によって主たる家族介護者が決定されているのかを探索的に検討し、今後の要介護者の介護を考える手がかりとしたい。

データは、NFRJ18（第4回全国家族調査）の2,335票の個票データを用い、介護が必要な家族がいるデータ667票が分析の対象となった。

従属変数は、家族からみた介護が必要な方の主たる家族介護者の規定要因を検討している。すなわち、「家族の中で主な介護の担い手であるかどうか」という二値変数を従属変数として分析を行なった（分析で使用する変数のいずれかに欠損値を含むケースは除外した）。具体的には、「問38. 介護が必要な家族の有無」、2選択肢「(いる)、(いない)」の「いる」に限定し、「問39. あなたが介護している家族の有無」、2選択肢「(いる=1)、(いない=0)」のダミー変数を用いた。

独立変数には、家族の基本特性であり、以下のような変数を用いた。年齢階級（28歳-44歳=0、45歳-54歳、55歳-64歳、55歳-64歳）、学歴、婚姻状態（配偶者有=1、無=0）、就業形態ダミー（正規職=1、非正規=1、自営業・無職=0）、家計状態（値の逆転、「非常にゆとりがある=5」から「まったくゆとりがない=1」）を用いた。伝統的規範意識では、性差（女性=1、男性=0、ダミー）、要介護者との続柄、性別役割分担と扶養意識から構成された。要介護高齢者と家族介護者との続柄は、「問38-1. 介護が必要な家族（配偶者）（あなたの親）（配偶者の親）（あなたの子ども）（あなたの兄弟姉妹）（あなたの祖父母）（配偶者の祖父母）（その他）」からなっており、最終的には、要介護者との続柄ダミー（配偶者=1、親=1、義理親=1、子ども=1、きょうだい=1、祖父母・義理祖父母・その他=0）を用いた。

性別役割分担は、3項目（「男性は外で働き、女性は家庭を守る」、「子どもが3歳くらい

まで母親は育児に専念」、「家庭を養うのは男性の役割」)、4 選択肢(「賛成」～「反対」)の値を逆転し、合計得点化し、値が高いほど性別役割意識が強いことを示す。老親扶養意識の 3 項目(「親が自分たちだけでは暮らしていけなくなったら、子どもは親と同居」、「年をとって収入がなくなった親を扶養する」、「親が寝たきりなどになった時、子どもが介護する」)4 選択肢(「賛成」～「反対」)から構成されており、値を逆転し、合計得点化し、合計得点が高いほど老親扶養意識が強いことを意味する。性別役割分担尺度の 3 項目の Cronbach α は、0.79 であり、老親扶養意識尺度の 3 項目の Cronbach α は、0.78 であり、それぞれ尺度は信頼性が十分であると判断した。

家族の中で主たる家族介護者になる規定要因としては、複合的に変数が寄与している、あるいは影響している可能性があることを考慮し、他の変数の影響を統制して、それぞれの変数の個別の影響を検討するためロジスティック回帰分析を用いた。

多変量解析に入る前に、家族の基本特性に関する諸変数と伝統的規範意識に関する諸変数と家族介護者になる有無との割合を検討した(表 1)。次に、要介護者の家族介護者になる規定要因についてロジスティック回帰分析を行った(表 2)。その際に、モデル 1 ではジェンダー差の変数を投入し、モデル 2 では伝統的家族規範、モデル 3 では、モデル 1 とモデル 2 で投入した諸変数を同時に投入した。最後に、ジェンダー差により家族介護者になる規定要因が異なるかを検討した(表 3)。

4. 分析結果

4.1 調査対象者の特徴

調査対象者は「表 1」に示した。要介護者の家族は、女性が 5 割強であり、年齢階級では、55～64 歳が占める割合が高く、次に、45～55 歳順であった。配偶者有群は約 8 割であり、非正規職が 26%で最も少なかった。家計状態は、どちらかといえば余裕がある群が最も多く、次にどちらかといえば苦しい群であった。要介護者と家族との続柄は、実親の割合が最も高く、次に義理親、実祖父母の順であった。老親扶養意識は「弱い」群が最も割合が高く、男女役割分業意識は「ふつう」群の割合が高い。要介護者に主に介護の提供者は 4 割であった。調査対象者の居住地は、人口 10 万以上の市の割合が 4 割で最も高く、次に、人口 10 万未満の地域であった。

		%	N
性	男性	41.5	277
	女性	58.5	390
年齢階級	28-44	22.9	153
	45-54	26.5	177
	55-64	31.8	212
	65-73	18.7	125
配偶者	無	20.6	137
	有	79.4	529
就業形態	正規	38.5	257
	非正規	26.4	176
	無職・自営業	35.1	234
家計状態	かなり苦しい	10.5	69
	どちらかといえば苦しい	39.8	261
	どちらかといえばゆとりがある	46.9	307
	かなりゆとりがある	2.7	18
要介護者との続柄	配偶者	4.4	29
	実親	39.8	264
	義理親	26.5	176
	子ども	7.1	47
	兄弟姉妹	4.5	30
	実祖父母	11.5	76
	義理祖父母	3.6	24
	その他	2.6	17
	老親扶養意識	弱い	46.6
	ふつう	28.4	188
	強い	25.0	165
男女役割分担意識	弱い	38.8	257
	ふつう	40.3	267
	強い	20.8	138
介護提供者	いる	39.4	261
	いない	60.6	401
都市規模	22大都市	24.9	166
	10万人以上の市	40.9	273
	10万人未満の地域	34.2	228

4.2 家族の中の介護担い手との関連

要介護者の家族介護者の有無と独立変数との2変数間の関連について、 χ^2 検定と残差分析を行ない、その結果を表2に示した。

まず、家族の基本特徴として、年齢階級と介護担い手との間で有意差が見られた($p<0.01$)。調整済み残差の結果を見ると、家族の年齢階級の55歳～64歳群と65歳以上群は介護担い手になる確率が高く、28～44歳群と45歳～54歳群は介護担い手になる確率が低かった。就業形態も介護担い手との間で有意差があり($p<0.01$)、調整済み残差の結果では無職・自営業の家族は介護担い手になる確率が高く、正規職は介護担い手になりにくいということが明らかにされた。学歴と介護担い手との間にも有意差があり($p<0.01$)、調整済み残差の結果では、中学卒の家族は介護担い手になる確率が高く、大学卒・大学院卒以上の家族は介護担い手になる確率が低いという結果となった。経済状態は家族の介護担い手に対して有意で

あり ($p<0.01$)、どちらかと言えばゆとりがない群は介護担い手になる確率が高く、どちらかと言えばゆとりがある群は家族の介護担い手になる確率が低いということが明らかにされた。しかし、配偶者有無と介護担い手との間には有意差が見られなかった。

次に、伝統的規範として、家族介護者の性と家族介護担い手との間に有意差がみられた ($p<0.01$)。調整済み残差を見ると、女性は、家族介護者になる確率が高く、男性は家族介護者になる確率が低かった。一方で、要介護者と家族との続柄と家族の介護担い手との間で有意差があった ($p<0.01$)。調整済み残差を見ると、要介護者が配偶者、子ども、親と義理親である群は、それぞれ介護担い手になる確率が高く、要介護者が祖父母と義理祖父母である群は、介護担い手になる確率が低かった。しかし、老親扶養意識と性別役割分担意識と家族の介護担い手との間には有意差がみられなかった。

最後に、居住都市規模は、家族の介護担い手との間で有意差が見られた ($p<0.01$)。調整済み残差を見ると、10 万人未満の地域に居住している家族は介護担い手になりやすいという結果となった。

表 2. 要介護者の家族の中の介護提供と独立変数との関連性 (クロス表)

		介護担い手	非介護担い手	合計	χ^2	df	p				
性	男性	30.7%	85	69.3%	192	277	15.235	1 ***			
	調整済み変数	-3.9		3.9							
	女性	45.7%	176	54.3%	209	385					
	調整済み変数	3.9		-3.9							
年齢階級	28-44	18.4%	28	81.6%	124	152	57.2	3 ***			
	調整済み変数	-6.0		6.0							
	45-54	32.2%	57	67.8%	120				177		
	調整済み変数	-2.3		2.3							
	55-64	52.2%	109	47.8%	100				209		
	調整済み変数	4.6		-4.6							
65-73	54.0%	67	46.0%	57	124						
調整済み変数	3.7		-3.7								
配偶者有無	有	44.4%	60	55.6%	75	135	1.856	1 n. s.			
	調整済み変数	1.4		-1.4							
	無	38.0%	200	62.0%	326	526					
	調整済み変数	-1.4		1.4							
就業形態	正規	27.3%	70	72.7%	186	256	30.911	2 ***			
	調整済み変数	-5.1		5.1							
	非正規	40.6%	71	59.4%	104				175		
	調整済み変数	.4		-.4							
無職・自営業	51.9%	120	48.1%	111	231						
調整済み変数	4.8		-4.8								
学歴	中学校	62.1%	18	37.9%	11	29	15.041	5 **			
	調整済み変数	2.5		-2.5							
	高校	42.7%	108	57.3%	145				253		
	調整済み変数	1.3		-1.3							
	専門学校	39.6%	38	60.4%	58				96		
	調整済み変数	.0		.0							
	短大・高専	41.3%	38	58.7%	54				92		
	調整済み変数	.4		-.4							
	大学	32.9%	54	67.1%	110				164		
	調整済み変数	-2.0		2.0							
	大学院	17.4%	4	82.6%	19				23		
	調整済み変数	-2.2		2.2							
	どちらかといえばなし	55.9%	38	44.1%	30				68	14.918	3 **
調整済み変数	3.0		-3.0								
普通	42.5%	111	57.5%	150	261						
調整済み変数	1.4		-1.4								
どちらかといえばある	33.9%	103	66.1%	201	304						
調整済み変数	-2.7		2.7								
ゆとりがある	22.2%	4	77.8%	14	18						
調整済み変数	-1.5		1.5								
伝統的規範											
要介護者と続柄	配偶者	79.3%	23	20.7%	6	29	79.189	7 ***			
	調整済み変数	4.5		-4.5							
	親	43.0%	113	57.0%	150				263		
	調整済み変数	1.4		-1.4							
	配偶者の親	42.0%	74	58.0%	102				176		
	調整済み変数	.8		-.8							
	子ども	63.0%	29	37.0%	17				46		
	調整済み変数	3.4		-3.4							
	兄弟姉妹	37.9%	11	62.1%	18				29		
	調整済み変数	-.2		.2							
	祖父母	8.0%	6	92.0%	69				75		
	調整済み変数	-5.9		5.9							
	配偶者の祖父母	0.0%	0	100.0%	24				24		
	調整済み変数	-4.0		4.0							
	その他	29.4%	5	70.6%	12				17		
	調整済み変数	-.9		.9							
	老親扶養意識	弱い	42.3%	130	57.7%				177	307	5.217
調整済み変数	1.6		-1.6								
普通	40.4%	76	59.6%	112	188						
調整済み変数	.4		-.4								
強い	31.7%	51	68.3%	110	161						
調整済み変数	-2.2		2.2								
性別役割分担意識	弱い	35.9%	92	64.1%	164	256	1.893	2 n. s.			
	調整済み変数	-1.3		1.3							
	普通	41.7%	111	58.3%	155				266		
調整済み変数	1.1		-1.1								
強い	40.0%	54	60.0%	81	135						
調整済み変数	.2		-.2								
居住都市規模	22大都市	33.7%	55	66.3%	108	163	6.507	2 *			
	調整済み変数	-1.7		1.7							
	10万人以上の市	37.5%	102	62.5%	170				272		
	調整済み変数	-.8		.8							
10万人未満地域	45.8%	104	54.2%	123	227						
調整済み変数	2.4		-2.4								

†<.10、*p<.05、**p<.01、***p<.001

4.3 家族の介護担い手の回帰分析の結果

介護が必要な在宅の要介護者の介護は、家族の中で誰が担っているかについて、在宅に要介護者がいる家族を対象に家族の基本特性と伝統的規範意識を用いて介護担い手を従属変数とする二項ロジスティック回帰分析を行った。まず、モデル 1 には家族の基本特性のみ投入し、モデル 2 には伝統的規範意識のみ投入し、モデル 3 には、家族の基本特性と伝統的規範意識を一括投入した（表 3-1、表 3-2）。次に、家族のジェンダー差に基づき、家族の中で介護担い手に対して家族の基本特性と伝統的規範意識が規定要因であるかを分析した。

まず、家族の中の性差は、介護担い手になることに対して値が正で有意であり（OR=2.58、CI=1.45-4.62）、伝統的規範意識を投入してもその効果が維持された。すなわち、家族の中で女性は男性に比べて家族介護者になりやすいという結果となり、先行研究と類似した結果となった。近年、男性介護者の割合が 4 割弱増加していることが報告されているが、女性が介護担い手になりやすいことは維持されている。少子高齢社会が急速に進んでいる状況の中で、男性も女性と同じく介護担い手になりやすい社会環境づくりが重要であると考えられる。

要介護者がいる家族の基本特性の効果をみると、家族の介護担い手に対して、家族の年齢階級 55 歳～64 歳（OR=5.97、CI=3.11-11.48）、65 歳以上が（OR=5.38、CI=2.69-10.96）有効であり、伝統的規範意識の性別役割分業意識と老親扶養意識を投入しても、年齢階級 55 歳～64 歳が及ぼす影響力が強かった。55 歳～64 歳の年齢階級は、子どもの結婚と本人の退職と老後の準備などで未来を設計する時期でもあるが、老親（義理親含む）の介護や配偶者の介護の心構えも必要な年代である。これらの年齢階層が持続的に家族の介護を担うためには、介護負担や介護ストレス緩和などを考慮した介護しやすい環境づくりを政府と地域社会がどのように構築していくかが重要な課題である。

家族の就業形態について、無職群に比べ非正規職群が家族の介護担い手になる確率が低く（OR=0.59、CI=0.37-0.92）、伝統的規範意識を投入してもその効果が維持された。正規職の家族介護者は、介護と仕事の両立のために勤務時間や勤務日数の短縮、正規職から非正規職、または離職することが社会問題になっている。介護と仕事を両立するために介護休業制度が実施されているが、介護休業制度の利用は企業によって異なっており、介護に専念するために離職されると経済的問題を抱えるようになり、介護の役割が終わった後の再就職も困難であることが報告されている。本研究の対象者が介護のために正規職から無職へ、非正規職から無職へと転職したかは不明であるが、介護休業制度などの介護と仕事の両立のためのシステムが容易に利用できるための再構築が必要であると考えられる。

要介護者の介護担い手に対して家計状態が統計学的に有意であり、経済的に余裕がある群は家族の介護担い手になる確率が低く（OR=0.52、CI=0.37-0.73）、伝統的規範意識を投入してもその効果が維持された。経済的に余裕がある階層は、支給限度基準額を超えた全額自己負担の上乗せサービスと介護サービス以外の家政婦利用などの横出しサービスも利用可能であり、介護担い手になる可能性が低いと考えられる。一方で、経済的に余裕がない家

族の中には、非正規の若年者が老親と同居中に老親の介護が必要となり、介護担い手になる可能性も排除できない。経済的に余裕がない家族介護者は、要介護者ニーズに基づいた介護サービスの利用ができず、一人で介護を抱え込むことによってバーンアウトなどにより、要介護者と家族介護者が共倒れることが懸念されている。ケアマネジャーと地域包括支援センターは、経済的に余裕がない家族などを対象に定期的マネジメントと相談しやすい環境作りが重要であると言えるだろう。

一方で、家族の学歴と配偶者有無が家族の介護担い手になることに対して及ぼす効果は有意ではなかった。

次に、伝統的規範意識として、要介護者と家族介護者との続柄は、家族担い手に対して統計学的に有意であり、家族の基本特性を投入してもその効果が維持された。すなわち、要介護者の続柄が配偶者 (OR=33.02, CI=10.99-99.19)、子ども (OR=15.72, CI=6.62-37.33)、親 (OR=6.94, CI=3.56-13.55)、義理親 (OR=6.90, CI=3.46-13.78)、きょうだい (OR=5.69, CI=2.15-15.10)である群は、家族介護者になりやすいという結果となった。これらの結果は、女性は実親よりも義理親を優先して介護するという伝統的規範は、時代とともに弱く変容している可能性がある。女性のみでの分析結果でも、家族の中で誰かが介護が必要になると、義理親や実親を問わず介護の担い手になるという結果となった (表 3-2 参照)。厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると (2019b)、「同居」の主な介護者の要介護者等との続柄は、「子」が 20.7%、「子の配偶者」が 7.5%となっており、本研究の結果と類似した結果となっていることが読み取れる。すなわち、介護の社会化を目指して介護保険制度が実施され、義理親の介護優先という意識は弱くなっているが、介護事業所による要介護者ニーズの解決が困難であり、家族は介護サービスの補助役割、または介護サービスが家族の補助役割を果たしているということが言えるだろう。

他方で、老親扶養意識と性別役割分担意識がそれぞれ家族の介護担い手になることに対して及ぼす効果が統計学的に有意ではないことが発見されたが、金 (2011) の既婚男女と両側親への非経済的サポートと類似した結果となった。永瀬・太郎丸 (2014) は、日本の男女はともに 1973 年から 2003 年頃まで性別意識が弱くなったが、その後は変化の停滞や保守化の傾向があることを指摘している。いずれにしても、次世代を育成する高等教育機関の教育充実と男女共同参画社会を目指す日本において、伝統的規範意識の老親扶養意識と性別役割分業意識が今後も介護担い手を決めることに対して影響力が弱いかどうかは今後も検討が必要である。

		モデル1		モデル2		モデル3	
		Exp(B)	信頼区間	Exp(B)	信頼区間	Exp(B)	信頼区間
性1	女性	2.72 ***	1.61 4.60			2.58 **	1.45 4.62
年齢階級2	45-54歳	1.94 †	0.97 3.89			1.00	0.44 2.26
	55-64歳	5.97 ***	3.11 11.48			2.92 **	1.33 6.38
	65歳以上	5.39 ***	2.65 10.96			2.15 †	0.91 5.08
学歴	学歴	0.95	0.81 1.13			0.98	0.82 1.18
配偶者3	配偶者有	0.77	0.43 1.39			0.57	0.29 1.13
就業形態4	正規職	0.00	0.00			0.00	0.00
	非正規職	0.59 *	0.37 0.92			0.56 *	0.34 0.91
経済状態	家計状態	0.52 ***	0.37 0.73			0.58 ***	0.40 0.83
伝統的規範意識							
要介護者との続柄5	配偶者			33.02 ***	10.99 99.19	44.17 ***	9.41 207.28
	親			6.94 ***	3.56 13.55	10.14 ***	3.51 29.31
	義理親			6.90 ***	3.46 13.78	8.01 ***	2.64 24.29
	子ども			15.72 ***	6.62 37.33	27.06 ***	7.19 101.82
	きょうだい			5.69 ***	2.15 15.10	7.16 **	1.79 28.56
	扶養意識			0.95	0.89 1.03	1.00	0.89 1.12
	性別役割分業意識			0.99	0.92 1.06	0.98	0.88 1.08
	定数	2.125		0.16		0.51	
	χ ² 乗	65.82 **		84.37 **		84.37 **	
	-2 対数尤度	482.70		791.06		431.49	

†<0.10, *p<0.05, **p<0.01, ***p<0.001
注:ダミー;1.男性=0, 2.45歳未満=0, 3.配偶者無=0, 4. 無職・学生=0, 5.祖父母・義理祖父母・その他親族=0

次に、要介護者の家族の中で介護担い手になることは、性差が強い影響を与えている状況を考慮し、介護担い手になる要因を家族の性差に基づきロジスティック回帰分析を行なった。独立変数には、家族の基本特徴と伝統的規範意識を投入した結果、女性のみ介護担い手に対して有効であり、その結果は表 3-2 で示した。

要介護者の家族の中で女性は、年齢階級 55 歳～64 歳群が介護担い手に対して統計学的に有効であり (OR=2.63、CI=1.12-6.16)、年齢階級 55 歳～64 歳群の女性が介護担い手になっているという結果となった。家族の中で女性は、配偶者有が介護担い手に対して統計学的に有効であり (OR=0.45、CI=0.21-1.01)、配偶者が健在の女性は介護担い手になりにくいという結果となった。すなわち、結婚していない女性独身者や未亡人が家族の介護担い手になるための障害物が少ないなどの理由で家族介護者になっているが、介護終了後に経験する家族や人々とのネットワーク希薄化と親密さの欠如により、「孤立」に直結しないように支援していくことが必要だと指摘しておきたい。家族の中で女性は、就業形態が介護担い手に対して統計学的に有効であり、非正規職の女性が介護担い手になりにくいという結果となった (OR=0.54、CI=0.31-0.95)。介護が大変であると認知している非正規職と正規職の女性がすでに無職へと転職している状況も検討することが重要である。

要介護者と家族介護者との続柄は、女性の家族担い手に対して統計学的に有意であった。すなわち、女性は要介護者が配偶者 (OR=20.31、CI=3.32-124.33)、子ども (OR=22.34、CI=5.39-92.51)、親 (OR=7.71、CI=2.44-24.38)、義理親 (OR=7.60、CI=2.64-25.11)、きょうだい (OR=4.93、CI=1.00-24.29)であると、女性が介護担い手として役割を果たしているという傾向がみられた。しかし、扶養意識と性別役割分業意識が家族介護者なることに対して及ぼす影響力は統計学的に有意差が見られなかった。

他方で、家族の中で男性が介護担い手になることに対して、家族の基本特性と伝統的規範意識が及ぼす影響力が統計学的に有意ではないことが発見された（男性表は省略）。

表3-2. 家族の中で家族介護者になる規定要因(女性)

		Exp (B)	信頼区間	
年齢階級1	45-54歳	.87	.37	2.08
	55-64歳	2.63 *	1.12	6.16
	65歳以上	1.48	.57	3.88
学歴	学歴	.93	.74	1.16
配偶者2	配偶者有	.45 *	.21	1.01
就業形態3	正規職	.00	.00	
	非正規職	.54 *	.31	.95
経済状態	家計状態	.57 **	.37	.88
伝統的規範				
要介護者との続柄4	配偶者	20.31 ***	3.32	124.33
	親	7.71 ***	2.44	24.38
	義理親	7.60 ***	2.30	25.11
	子ども	22.34 ***	5.39	92.51
	きょうだい	4.93 *	1.00	24.25
扶養意識		1.04	.91	1.18
性別役割		.99	.88	1.12
定数		1.91		
χ^2		74.32 **		
-2 対数尤度		320.74		

†<.10、*p<.05、**p<.01、***p<.001

注: ダミー変数; 1.45歳未満=0、2.配偶者無=0、3. 無職・学生=0、
4. 祖父母・義理祖父母・その他親族=0

4. まとめ

以上、本研究では、NFRJ18「第4回全国家族調査」を用いて家族の中で介護が必要な要介護者がいる家族に限定し、家族の中で要介護者の介護担い手になる要因を家族の基本特性と伝統的規範意識を用いて検討してきた。その際には、要介護者の家族の性差によって家族の基本特性と伝統的規範意識が介護担い手になることに対して及ぼす影響力が異なるかを探索的に検討した。

高齢者の介護サポートを考える場合、老親と子どもとの同居は「福祉の含み資産」として介護ニーズの解決のために非常に重要な資源であるが、一人暮らし世帯の増加と三世帯世帯の減少が急速に進んでいる。こうした状況が今後も維持されると、高齢者の介護ニーズの解決は、高齢者と子どもとの同居を前提とした世帯構成の再構築よりも介護サービスや市場サービスの購入などの家族外サービス、すなわち、「介護の外部化」によって解決する確率が将来的に高くなると予想される。こうした社会的背景の影響も相まって、家族の中で要介護高齢者の介護施設の入所は、要介護度3以上になると普遍化されており、介護の外部化

は今後もスピードを上げる可能性がある。

一方で、介護予算は今後も持続可能にすることが必要であり、要介護者の施設入所ニーズを抑制し、在宅での介護生活を奨励する可能性が高いが、介護サービスのみでは要介護者の介護ニーズを満たすことが不可能であり、家族の中で誰かが介護担い手になることが重要である。そこで、本研究では、家族の中で要介護者の介護担い手に対して家族の基本特性と伝統的規範意識が規定要因であるかを探索的に明らかにした。二項ロジスティック回帰分析の結果、要介護者の介護担い手には、家族の基本特性である年齢階級、就業形態、経済状態が規定要因あり、これらの規定要因は女性が家族の介護担い手になるための規定要因でもあった。家族の中で女性は、本人の老後の準備や退職、子どもの結婚準備などを迎える50代後半に介護担い手になりやすいことが明らかにされた。しかし、非正規職は無職に比べて介護担い手になりにくい、経済的に余裕がない家族が介護担い手になっていることが発見された。成人子と老親との同居は、成人子の非正規職が規定要因であり（西岡 2000）、老親の介護のために非正規職から無職へ、または正規職から無職へと転職することが危惧されている。総務省統計局（2018）によると、高齢単身無職世帯の実収入は、月に114,027円で、支出の方が実収入よりも40,715円高くなっており、介護が必要になるとさらに支出が増え続け、家計が赤字となることが予想される。老親の介護や同居生活を維持するために老親の年金のみならず預貯金の切り崩しも余儀なくされると考えられる。こうした状況を考慮すると、介護サービスの利用ニーズがあっても、介護サービスの自己負担を賄うことが困難であり、介護サービスの利用を控え、要介護者と家族介護者の共倒れ、または、要介護者に対して介護や身体的虐待に至ることが懸念されている。こうした状況を考慮し、経済的に余裕がない階層を対象にした介護サービスの提供などの対策が重要である。

一方で、女性の方が男性よりも介護担い手になりやすく、男性が介護担い手になりにくいという状況が再確認できた。伝統的に維持されてきた意識の中で男性のほうが女性よりも介護担い手になりにくいという状況は、少子高齢化社会の急速な進展と三世代世帯の急速な減少と、男性介護者が増加している中で、今後も維持されるかどうかに関して検討の余地がある。他方で、2014年から施行された改正生活保護法では、「福祉事務所が必要と認めた場合には、その必要な限度で、扶養義務者に対して報告するよう求める」ようになり、女性の義理親優先という意識は変容を迫られている。こうした状況から、女性も実親やきょうだいの介護も状況に応じて担っており、男性を基準とした老親扶養義務意識や男女役割意識が、家族の介護担い手に対して及ぼす影響力が弱くなったと考えられる。NFRJ08を分析した金によると（2011）、親孝行意識が強い既婚女性は、実父と義理母に対して非経済的サポートを提供しており、既婚男女の性別役割分業意識が父母と義理父母の非経済的サポートの提供に対して及ぼす影響力が弱いことが報告されている。家族の個々人の伝統的規範意識は、時代の変化とともに実親と義理親を区別せず両側親の状況に応じて介護担い手となり、生活保護法などの社会保障制度に基づき変化していると考えられる。

少子化の急速な増加と三世代世帯が激減している中で、男女平等参画の観点からも「男性」

が家族の介護担い手になりやすくするための地域社会の環境整備が重要である強調したい。一方で、伝統的規範意識が家族の介護担い手になることに対して及ぼす影響力の弱さが一次的な傾向であるかどうかは、今後の NFRJ28 により明らかにされると考えられる。

[備考]

NFRJ18 の調査概要の詳細については、第一次報告書を参照されたい。
(<https://nfrj.org/nfrj18publishing.htm>)

[文献]

- Bookman, A. and M. Harrington, 2007, "Family caregivers: a shadow workforce in the geriatric health care system?" *Health Polit Policy Law*, 32(6):1005-1041.
- Evercare in collaboration with National Alliance for Caregiving, 2007, "Family Caregivers – What They Spend, What They Sacrifice: Findings from a National Survey".
(https://www.caregiving.org/wp-content/uploads/2020/05/Evercare_NAC_CaregiverCostStudyFINAL20111907.pdf.2021225).
- Family Caregiver Alliance, 2012, "Selected Caregiver Statistics (Fact Sheet)".
(<https://www.caregiver.org/selected-caregiver-statistics.2021211>).
- Glauber, R. 2019, "The Wage Penalty for Parental Caregiving: Has It Declined Over Time?". *Journal of Marriage and Family*, 81(2):415–33.
- 廣嶋清志, 1991, 「近年における親との同居と結婚」『人口問題研究』 47: 53-70.
- Ho, A. S.R. Collins, K. Davis, M.M. Doty, 2005, "A look at working-age caregivers' roles, health concerns, and need for support". *Commonwealth Fund*. August.
(<http://www.commonwealthfund.org>, 2021215).
- 本田由紀, 2016, 「有配偶女性のジェンダー意識・仕事意識と子どもへの影響——2014 年「女性の活躍」調査の分析より」『RIETI Discussion Paper Series』 16-J-042: 1-16.
- 細江容子, 1987, 「親の老後に対する大学生の扶養意識」『老年社会科学』 9: 96-108.
- 石原邦雄, 1982, 「戦後日本の家族意識」家族史研究編集委員会編『家族史研究 6』大月書店: 118-39.
- 金貞任, 2009, 「韓日高齢者の既婚子との居住形態を規定する要因」『慶南大学人文科学研究 所人文論叢』 23: 5-29.
- , 2011, 「既婚子の実親と義理親への非経済的サポート」稲葉昭英・保田時男編, 『階層・ネットワーク』第 3 回家族についての全国調査 (NFRJ08) 第 2 次報告書 4: 111-130.
- 国立社会保障・人口問題研究所, 2013, 「生活保護に関する公的データ一覧」『世帯業態別被 保護世帯数の年次推移』.

- , 2018, 『日本の将来推計人口』.
- 厚生労働省, 2014, 『平成 26 年版厚生労働白書』.
- , 2017, 『雇用動向調査結果の概要』.
- , 2018, 『平成 30 年度介護保険事業状況報告 (年報)』.
(https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/jigyo/18/dl/h30_gaiyou.pdf, 2021225)
- , 2019a, 『雇用動向調査結果の概要』.
- , 2019b, 『2019 年 国民生活基礎調査の概況』.
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa19/index.html>, 2021225)
- 内閣府, 2017, 『平成 29 年版 高齢社会白書』
(https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2017/html/zenbun/s1_1_5.html, 2021225)
- 内閣府男女共同参加局, 2020, 「共同参画」2020 年 9 月号.
(https://www.gender.go.jp/public/kyodosankaku/2020/202009/202009_02.html, 2021225).
- 内閣府政府広報室, 2003, 『「高齢者介護に関する世論調査」の概要』.
(<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/10/s1027-6d2.html>, 2021225)
- National alliance for Caregiving, 2010, “Caregivers of veterans: Serving on the home front”.
(http://www.Caregiving.org/data/2010_Caregivers_of_Veterans_FULLREPORT_WEB_FINAL.pdf, 2021211)
- 永瀬圭・太郎丸博, 2014, 「性別意識のコーホート分析——若者は保守化しているか?」
『ソシオロジ』58(3):19-33.
- 西岡八郎, 2000, 「日本における成人子と親との関係——成人子と老親の居住関係を中心に」
『人口問題研究』34-55.
- 奥山則子, 1996, 「性別役割から見た高齢者男性介護者の介護」『立教大学社会学研究科論集』3: 27-38.
- Pinquart, M and S. Sorenson, 2006, “Helping caregivers of persons with dementia: which interventions work and how large are their effects?” *Psychogeriatric*, 18(4):577-595.
- Rebecca G, 2019, “The wage penalty for parental caregiving: Has it declined over time?” *Journal of Marriage and Family*, 81(2) : 415-433.
- 坂本佳鶴恵, 1990, 「長男扶養に関する 2 つの規範——「家」意識の意味」『社会老年学』
32 : 74-95.
- 白波瀬佐和子, 2005, 「親への支援」『少子高齢化の見えない格差』東京大学出版会:140-144.
- 袖井孝子, 2020, 「支え合うコミュニティの共創——人生 100 年時代に向けて」『生活経営学研究』55:3-12.
- 総務省統計局, 2018, 『家計調査報告 (家計収支編) ——平成 29 年平均速報結果の概要』
(<https://www.stat.go.jp/data/kakei/sokuhou/nen/index.html>, 2021311) .
- 杉岡直人, 1989, 「家族規範パラダイムの再考」『家族社会学研究』1:43-53.

- 田淵六郎, 1998, 「老人・成人子同居の規定要因, 子どもの性別構成を中心に」『人口問題研究』54(3): 3-19.
- , 2009, 「結婚した子と実親・義理親とのつながり——子からみた親子関係」藤見純子・西野理子編『現代日本人の家族』有斐閣, 166-186.
- 津止正敏・斉藤真緒, 2007, 『男性介護白書: 家族介護者支援への提言』かもがわ出版.
- U.S Department of health and human services, “Caregiving”.
(<https://www.apa.org/pi/about/publications/caregivers/faq/cdc-factsheet.pdf>, 2021216).
- 山根常男, 1974, 「日本における核家族化の現在と未来に関する一考察」『社会学評論』98: 18-36.
- 保田時男, 2004, 「親子のライフステージと世代間の援助関係」渡辺秀樹・稲葉照英・嶋崎尚子編『現代家族の構造と変容 (NFRJ98) による計量分析』東京大学出版会, 347-365.
- 全国国民健康保険診療施設協議会, 2012, 『家族介護者の実態と支援方策に関する調査研究事業』
(<https://www.kokushinkyo.or.jp/index/principalresearch/tabid/57/Default.aspx?itemid=158&dispmid=1547.2021225>) .

Who are the Family Caregivers in Japan

: Focusing on Essential Family Characteristic and Traditional Normative Consciousness in NFRJ18

Jung-nim Kim

Tokyo University of Social Welfare

Objective: This study analyzed the determinants of family members becoming caregivers for frail people caregiving at home, focusing on essential family characteristics and traditional normative consciousness.

Method: This study used Japanese National Family Research in 2018. The subjects of the analysis were family members who had frail people had care needs at home. The dependents variable was the people who mainly provided care to the frail people at home in Japan. The dependents variables consisted of essential family characteristic and traditional normative consciousness. The family members essential characteristics included age, education, employment status, economic status, and spouses living. The traditional normative consciousness consisted of gender difference, relationship to family members and the frail people, gender role consciousness, and parental support consciousness.

Results: Logistic regression analysis showed that women were more likely than men to be the caregivers of family members who frail people. Women in the 55 age - 64 age group were more likely to be caregivers. However, female non-regular workers, spouses surviving, and high levels of financial were less likely to be family caregivers. In the relationship between the frail people and family members, women tended to be the family caregivers for parents-in-laws and their parents and siblings. However, gender role and parental support consciousness were not related to family caregivers for both men and women.

Conclusion: The gender difference consciousness that men are less likely to be family caregivers and the traditional normative consciousness of women's preference for parents-in-law have weakened. These results may be related to the declining birthrate and aging society, and the long-term care insurance system.

Key words and phrases: frail people, family caregivers, gender difference, traditional normative consciousness, economic status